

● 契約の解除（「クーリングオフ」）に関する事項

- ・お客様は、この書面を受取後8日以内であれば、当サロンへの書面又は電磁的記録による通知で契約の解除（クーリングオフ）をすることができます。
- ・お客様がクーリングオフについて、当サロンの事実と異なる説明により誤認され、または当サロンの威迫により困惑されたため、前項の期間内にクーリングオフをされなかった場合、当サロンが改めてお渡しするクーリングオフの説明書面を受取後8日以内は書面又は電磁的記録による通知でクーリングオフをすることができます。
- ・クーリングオフは、お客様が通知の書面又は電磁的記録を発信（発送）された時点で効力を生じます。
- ・クーリングオフの場合、当サロンは損害賠償または違約金を請求いたしません。また、既にご利用済みのサービスにつきましても対価を請求いたしません。前受金をいただいている場合は、速やかに全額を返還いたします。
- ・サービスの利用をクーリングオフされる場合、購入いただいた商品（「エステティックサービス契約書記載の「関連商品」）の購入もクーリングオフをすることができます。ただし、その商品が開封されたまたはその全部もしくは一部が利用もしくは消費された場合（当サロンが開封、利用または消費を指示した場合は除きます。）はクーリングオフができません。
- ・商品の購入をクーリングオフされる場合も、その旨を書面又は電磁的記録により通知ください。商品のクーリングオフも通知の発信（発送）時に効力が生じます。
- ・商品のクーリングオフにつきましても、当サロンは損害賠償または違約金を請求いたしません。引渡し済み商品の引き取りにかかる費用は当サロンが負担いたします。また、クーリングオフの対象となった商品の代金を返還いただいている場合は速やかに全額を返還いたします。

【クーリングオフ通知例】

（申込み先サロン宛）
 ○年○月○日付の..... サービス利用（および「商品名」購入）の
 申込みをクーリングオフするので通知します。
 ○年○月○日 住所
 氏名

● 契約の中途解約に関する事項

- ・上記のクーリングオフができる期間が過ぎた後は、サービスの利用を将来に向かって解除（中途解約）することができます。
- ・中途解約の場合、お客様にはすでに利用されたサービスの相当額（入会金を含みます）および「解約損金」として解約により通常生ずる損害額または契約の締結および履行のために通常要する費用をご負担いただけます。具体的には、下記の算式により精算金を算出し、精算金額を超える前受金をいただいている場合は、当サロンより差額を速やかに返還いたします。前受金が精算金額に足りない場合は、お客様に不足金額をお支払いいただきます。この不足金のお支払いが遅延した場合には、法定利率による遅延損害金が加算されます。

精算金 = 契約総額^{※1} - (利用済サービス相当額^{※2} + 解約損料^{※3})
 注1 契約総額 = サービス利用申込み時の全体価格 (商品の代金を除く)
 注2 利用済みサービス相当額 = 入会金 + 1回あたり施術料金 × 利用済回数 (未提供の場合は0とする)
 注3 解約損料 = 利用済みサービス相当額 (契約総額 - 利用済みサービス相当額) の10%相当額または2万円のいずれか低い方
 未提供の場合: 上限2万円

- ・クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりしますので、規約等で詳細をご確認ください。
- ・商品の購入についても、中途解約ができます。その場合、お客様には次の額をご負担いただけます。前受金がこの額に足りない場合は、不足金額をお支払いいただきます。不足金のお支払いが遅延した場合には、法定の利率による遅延損害金が加算されます。
 商品を送還いただく場合: 通常の使用料相当額 (ただし、販売価格 - 返還時の価格の方が大ときはその額)
 商品の返還がない場合: 商品の販売価格
 商品引渡し前の場合: 契約の締結及び履行のために通常要する費用

● 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

- ・お客様がお支払いにクレジット等を利用される場合には、割賦販売法第29条の4第2項 (同法第30条の5第1項において準用する場合を含む)の規定に基づき、当サロンに対して生じている事由をもって、クレジット会社に対抗すること(いわゆる「抗弁権の接続」)ができます。詳細につきましてはクレジット会社の契約書をご覧ください。

エステティックサービス契約約款

当サロンは、エステティックの施術（以下「サービス」という）およびサービスの提供に際し購入いただく必要のある商品（以下「関連商品」という）の販売を本約款により提供いたします。

(契約の成立)

- 第1条 お客様の本書反対面「エステティックサービス契約書（以下「契約書」という）」への署名・押印をもって、当サロンとの間で契約書記載のとおりサービスの利用および関連商品購入の契約が成立したものとします。ただし、お客様が未成年者の場合は、その親権者の同意を証する書面が当サロンに提出されたときに契約が成立したものとします。
2. 前項にかかわらず、お客様がクレジット払いを利用する場合においてお客様とクレジット会社間の立替払い契約が成立しなかったときは、本契約も成立しなかったものとします。

(サービスの提供)

- 第2条 当サロンは、お客様に対し、契約書記載のとおりサービスの提供および関連商品の販売（以下「サービスの提供等」という）を行います。ただし、サービスの提供等が、お客様の体質・皮膚疾患等によりお客様に不具合を生じる恐れのある場合には、サービスの提供等を停止し、お客様と協議のうえ本契約を変更または解除させていただくこともあります。
2. サービスの提供等により、お客様のサービス提供を受けたまたは関連商品を使用した部位に異常が生じ、その原因が当サロンの提供したサービスまたは関連商品に起因する疑いがある場合には、当サロンは直ちにサービスの提供等を中止し、お客様に医師の診察を受けていただく等の適切な処置を講じます。
3. 当サロンはお客様に対するサービスの提供等の記録を作成・保存します。

(対価の支払)

- 第3条 お客様には、当サロンからのサービス提供および関連商品購入に対し、契約書記載のとおり対価をお支払いいただきます。
2. お客様から当サロンへの直接のお支払いが遅延した場合には、法定の遅延損害金が加算されます。

(解除)

- 第4条 契約書記載の契約期限にかかわらず、当サロンまたはお客様が、契約書または本契約約款の記載事項を履行しなかった場合は、相手方への書面による通知をもって直ちに契約を解除することができます。この場合、一方が相手方の不履行により損害を被った場合は、第5条による精算とは別に、相手方に対しその損害の賠償を求めることができます。ただし、当サロンによるサービスの提供等の不履行が天災・停電等やむを得ない事由による場合は除くものとします。

(商品の返還時の価格)

- 第5条 お客様が商品購入契約を中途解約し、商品を送還される際の精算においては、当該商品が開封され、またはその全部もしくは一部が使用または消費された場合（当サロンが開封、使用または消費を指示した場合は除きます）は、商品の返還時の価格は0円とします。

以上

ピル